

江府町集落公民館修繕等工事補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、江府町集落公民館修繕等工事補助金（以下「補助金」という。）の交付について江府町補助金等交付規則（昭和38年規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本補助金は、集落公民館の修繕工事に伴う費用の負担の軽減を図り、地域の交流を維持することを目的とする。

(対象施設)

第3条 この補助金の対象となる集落公民館は、新設、増改築、又は修繕の際、以前に他の補助金の交付を受けたことのないものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、集落公民館の修繕工事に要する経費のうち、建物本体にかかる経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で、前条に定める補助対象経費の2分の1を補助する。ただし、200万円を限度とする。

2 前項本文の規定にかかわらず、この要綱の規定により補助金の交付を受け、施設の修繕をした集落公民館については、補助金は交付しない。ただし、災害その他町長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、次の書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 工事等見積書及び明細書
- (2) 設計図（平面図、立面図）

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。